



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.2

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Bangladesh, Barbados, El Salvador, Fiji, **Grenada**, Kiribati, Maldives, Marshall Islands, Montenegro, Panama, Peru, Timor-Leste, and Trinidad and Tobago

第25回ローマ規程締約国会議は、

2025年11月11日の決議案80/6号およびこれまでのすべての関連決議案を想起し、

国際刑事裁判所(ICC)が国際法および国際連合憲章の目的と原則にのっとり、不処罰をなくし、法の支配を推進し、人権を尊重し、持続可能な平和を達成するための多国間システムにおいて不可欠な役割を果たしていることを確認し、

国際刑事裁判所(ICC)の任務のあらゆる側面において、加盟国、国際連合、およびその他の国際・地域組織による国際的かつ包括的な協力と援助が引き続き不可欠であることを想起し、

国際刑事裁判所(ICC)およびその職員が、国際的な司法機関及び国際公務員として、脅迫を受けることなく、その任務と専門的業務を遂行できるべきであることを強調し、裁判所、その職員、または裁判所に協力するものに対するあらゆる脅迫、攻撃、または介入を強く非難し、

ローマ規程にのっとり、国際刑事裁判所(ICC)が国内刑事裁判所に対して補完的なものであることを念頭に置き、国際法の下で調査及び訴追を行う責任を果たすため、各国が国内の法的体制内で適切な措置を講じる必要があることを強調し、

一律の分担金引き上げが、途上国および小島嶼開発途上国(SIDS)に不当な財政負担を強いることになり、裁判所への広範な参加を妨げ、結果として脱退を招く可能性があることを考慮し、

1. 未締約国に対し、ICCの普遍性を達成するため、ローマ規程の批准や受け入れを検討するよう強く要請するとともに、すべての非締約国に対して裁判所との協力をさらに円滑にすることを検討するよう要請する；
2. 国家主権を重大犯罪の隠蔽の口実にさせないことを再確認しつつ、補完性の原則の基づき、国家的当事者意識の尊重を前提として、各国国内刑事裁判所の能力向上を優先支援し、自国で裁けない場合の最終手段としてICCが機能する体制を強く主張する；
3. 不処罰なき世界の理念を守るため、現職国家元首への完全な免責には反対しつつ、政治的動機による起訴を防止する制度改革の必要するように促す；
4. 国際刑事裁判所(ICC)の実効性・中立性を強化するため、以下の措置を要請する：
 - a. 小国や途上国への制裁は脱退を招くため反対し、自発的な協力を促す資金・技術援助を最優先すること、
 - b. 非協力への制裁措置は、国連安全保障理事会と連携した上での最終手段とすること、
 - c. 非締約国からの不当な圧力の盾となる包括的な協力枠組みを構築すること、

- d. オンラインを用いた裁判手続きを進め、より推進するよう要請すること；
5. 国際刑事裁判所 (ICC) の財政的自立を強化するため、以下の措置を要請する：
- a. 途上国に負担を強いる一律の分担金引き上げには反対し、GDPを基準にした分担金とすること，
 - b. 分担金により、持続可能な財政基盤の強化を図ること．